

広報やまがた YAMAGATA

1

令和8年 2026
No.580



あかりのさんぽ道(ミラ・フード館にて)

いちいの里からこんにちは	2
ご意見箱の廃止のお知らせ	3
年頭のごあいさつ	4
南野尻産業団地開発事業	
第1期区画(約8ha)造成工事がいよいよ始動	5
申告納税相談のお知らせ	6・7

昨年12月から、商工会青年部が企画するライトアッププロジェクト「あかりのさんぽ道」が開催されています。山形村の新しい風物詩となることを目指し、訪れる皆さんに心温まる思い出を届けたいという願いが込められています。やまっちをモチーフにしたイルミネーションや、ハート型の装飾をしたベンチなど、思わず笑顔になるような趣向を凝らした演出も見どころです。

「あかりのさんぽ道」は、2月15日(日)までの間、日没から午後11時かけて山形村の夜を彩ります。澄みわたる冬空の下、特別なひとときをお過ごしください。

いよいよ里からこんにちは

「年に一度の健康点検！」 特定健診を知っていますか？

特定健診…言葉は聞いたことがあっても、「どんな健診かわからない」という方も多いのではないでしょか。特定健診とは、40～74歳の生活習慣病(高血圧・糖尿病・脂質異常症など)の原因となるメタボリックシンドロームに着目し、「早く見つけ、重症化を防ぐ」ための健診です。

「最近、体調は悪くないから大丈夫。病院に通っているから健診は受けなくていい。」その安心こそが、病気を進行させてしまうことがあります。高血圧・糖尿病・脂質異常症など生活習慣病の多くは自覚症状がないまま進行し、重症化すると透析や心筋梗塞、脳卒中など重大な事態を招く恐れがあります。

特定健診は「早期発見・早期改善」の絶好のチャンス。

実はとてもおお得で、通常10,000円相当の健診内容が1,000円で受けられます！



年に一度の健診でも、大きなメリットがあります！

- ✓自分の健康状態を数値で把握
- ✓生活習慣を見直す具体的なアドバイス
- ✓医療費の自己負担増を未然に防止



村では集団健診と各医療機関(村内外)で受診ができる個別健診を実施しています。集団健診は終了しましたが、個別健診は3月31日まで受診が可能です。また間に合います！この機会に健診を受診しましょう！

●毎月19日は食育の日です。

2月は「郷土食や伝統食を学びましょう」です。

郷土料理とは、その地域ならではの食材を活かし、その場所や気候に適した方法で古来より受け継がれてきた伝統的な料理です。郷土食は、その地域に住んでいた人たちが伝えたものであり、地域の歴史や文化を伝えるものとなっています。これは家庭料理とも関わりがあり、各家庭の味として親から子へと代々受け継がれてきました。しかし近頃では、食のグローバル化や核家族化、共働き等により既製品や加工食品、外食を利用する頻度が増え、家庭で調理したものを食べること自体少なくなっています。

長野県では信州そば、野沢菜漬け、おやき、五平餅などが有名ですが、これらは元々、各家庭の味や方法で作られ、継承されてきた家庭料理です。

地域の郷土食を知ることで、地域の良さを再発見し、後世に残せるようにしていきましょう。

お問い合わせ 保健福祉課 ☎97-2100

【こころの健康⑨】～あなたの周りにこころが疲れている人はいませんか？～

あなたの周りで、表情が暗い、イライラしている、疲れがたまっている、身なりが乱れている…などいつもと様子が違うなと感じる人はいますか？

いつもと何か違うと感じたら、心配していることを言葉にして伝えてみましょう。

それから、相手の話をじっくり聞いてみてください。できるだけ相手の気持ちを否定しないで、相手が感じていることをそのまま受け止めて共感的な態度で聞けるといいですね。

相手が話しくそら無理に聞き出そうとせず、そっと寄り添い、見守ることも大切です。

近くにいるあなた自身が気持ちのゆとりを持つことが大事ですので、あなた自身もリラックスできる時間を持つことが必要ですよ。あなたに余裕があることが誰かを支えることにつながります。

また、あなた自身も一人で抱え込まず、外部サポートを活用しましょう。

(公認心理師・メンタル心理カウンセラー 阿部)



お問い合わせ 保健福祉課 ☎97-2100

ご意見箱の廃止のお知らせ

村民の皆さまからのご意見・ご要望をお聞きするために、平成20年から村の公共施設に設置してきました「ご意見箱」は、令和8年1月末をもって廃止し、撤去します。

今後は、村ホームページの「みなさまの声を村政へ」や村公式LINE「みなさまの声」からお寄せいただくことができます。今後、村へのご意見・ご要望はこちらをご利用ください。



村ホームページ
「みなさまの声を村政へ」



村公式LINE
「みなさまの声」

これまで

これから

お問い合わせ 総務課 ☎ 98-3111

しっかり積み立て！農業者年金

農業者年金に加入して、安心で豊かな老後に備えましょう。

○次の要件をすべて満たしていれば、誰でも加入できます。

① 20歳以上60歳未満 ② 年間60日以上農業に従事 ③ 国民年金の第1号被保険者
○保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。

○全額社会保険料控除の対象になります。

○35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額1万円から加入できるようになりました。

○年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の方も、国民年金に任意加入していれば加入できます。

※国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)と重複して加入することはできません。

申し込み・お問い合わせ 山形村農業委員会(産業振興課内) ☎ 98-5664

防災だより

No.285

松本広域消防局山形消防署



謹賀新年

新年あけましておめでとうございます。

昨年中は、消防行政に多大なるご理解ご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

令和8年1月1日から『林野火災注意報』の運用が始まりました

林野火災注意報(新設)とは

従前の罰則を伴う火災に関する警報(火災警報)に加え、林野火災注意報を新たに設けることで、火災が起りやすい状態であることを地域住民に知らせ、防火対策を促すことを目的とするものです。

☆発令条件

- ①前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下
- ②前3日間の合計降水量1mm以下かつ「乾燥注意報」が発表されている場合
- ③④いずれかの気象状況において発令します。

☆発令されると火の使用の制限がされます。

☆火の使用の制限(禁止)とは

- ①山林、原野等火入れ
- ②煙火の消費
- ③屋外での火遊びやたき火
- ④屋外での引火性や爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤山林での喫煙
- ⑥残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末する

☆周知方法

○災害情報メールでの通知発令及び解除の際、松本広域消防局の「災害情報メール」にてお知らせします。QRコードからご登録お願いします。



○消防署敷地内にのぼり旗の掲出や消防車両による巡回広報によりお知らせします。

☆届出について

火入れ(たき火、畔焼き等)を行なう前に消防署に「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出」の提出をお願いします。ご不明な点はお問い合わせください。

松本広域消防局山形消防署 ☎ 98-4455



年頭のごあいさつ

山形村長 百瀬 繁寿

新年あけましておめでとうございます。
村民の皆さんには、健やかに令和8年の新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。
昨年、長年にわたり親しまれてきた「スカイランドきよみず」が営業を終え、清水高原は新たな一步を踏み出しました。保健休養地時代から「清水荘」「スカイランドきよみず」と姿を変えながらも、先人の知恵と努力が折り重なり今日があります。これまでの歩みを教訓とし、次世代へより良い形で引き継げるよう、村民の皆さんと共に、確かな志をもって前進してまいります。

令和7年を振り返って

●「熊」の年

「熊」が昨年の漢字に選ばれたように、本村でも野生動物との共生が大きな課題となりました。冬眠しない個体や肉食傾向が強まった熊の出没が心配されましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

これもひとえに、危険を顧みず畏の見回りや情報共有に努めてくださった獣友会の皆さんご尽力の賜物と、深く敬意と感謝を表します。併せまして、柿に執着する個体が村内に出没していましたので、早めに柿の剪定や柿の実の回収を行ない餌場とならないよう、ご協力をお願いいたします。

●夏祭り「やまがたじんづら」の盛況

新型コロナウイルス感染症の流行も落ち着き、当日は駐車場が満車になるほど多くの来場者で賑わいました。夜空を彩った花火は、多くの皆さんからのご寄付に支えられて実現することができました。心より御礼申し上げますとともに、地域の皆さんとの温かいお心遣いに深く感謝申し上げます。

●新イベント「やまっち祭り」誕生

観光協会、商工会、JAや地域の若い世代が中心となり、150周年事業を通じて芽生えた“新たな力”が、村に活気を呼び込み、地域の輪を広げて頂きましたことに深く感謝申し上げます。今後の事業の進展に期待し、山形村の魅力を発信して頂きたいと願っています。

令和8年 主な取り組み

●こども誰でも通園制度(4月開始)

従来の一時保育と異なり、より柔軟に利用できる子育て支援策として4月から「こども誰でも通園制度」を実施します。月10時間までの利用制限はありますが、保育士・保護者・地域が連携し「楽しい子育て」を実感していただけるよう進めてまいります。

●総合窓口の整備

「書かない・待たない・わかりやすい」を合言葉に、これまで多くの申請書類に記入いただいた住民課や税務課の手続き等を見直し、来庁者の負担軽減を図ることで「待たせない役場」を目指します。

●公共交通の再編

福祉バスに代わる利便性の向上や多様なニーズにお応えする新たな交通手段として「デマンド交通」の導入を検討しております。予約方法や運行方式を含め、住民の皆さんから幅広くご意見やご要望を頂戴しながら、検討を進めてまいります。

●産業団地造成スタート

自然環境や農業と調和しつつ、誰もが安心して働き、暮らし続けられる山形村の未来を支える産業団地として、雇用の創出と地域の活性化を目指します。

共につくる、安心とにぎわいの未来

新たな施策は、最初から100点満点というわけではありません。皆さんのお声を伺い、共に磨き上げることで、地域に根ざしたサービスへと成長してまいります。子どもから高齢者まで、誰もが“自分らしく”暮らせる山形村であり続けられるよう、皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

行政が目指す未来を皆さんと共有し、力を合わせて、さらなる発展へとつなげてまいりましょう。

本年が村民の皆さんにとって健康で明るい一年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

山形村功労者表彰

1月6日(火)、ミラ・フード館にて令和7年度山形村功労者表彰が行なわれました。



村長として二期8年にわたり、住民福祉の向上と地域振興に尽力され、本村の発展に多大な功績を残されました。

本庄利昭さん
【特別表彰】



教育長として一期4年にわたり、本村の教育・文化行政の充実と発展に大きく寄与されました。また、消防や社会福祉などの分野で、安心して暮らせる環境づくりに多大な功績を残されました。

山口隆也さん
【教育文化功労】



結成以来14年にわたり、村内イベントや社会福祉協議会での演奏、小学校への出張指導など、太鼓を通じて幅広く地域活動に貢献されました。これらの取り組みは、地域の活性化に大きく寄与しております。

彌磨太鼓
【地域づくり表彰】

南野尻産業団地開発事業 第1期区画(約8ha)造成工事がいよいよ始動

令和5年度より事業を進めてまいりました「南野尻産業団地開発事業」は、第1期区画に進出する企業がこのほど概ね確定しました。これを受け、必要な農地転用などの法令手続きを終えたうえで、令和8年2月より造成工事に着手します。造成完了後は令和9年度中に各企業の建築工事が始まり、令和10年度中の操業開始を目指して事業を進めてまいります。

工事着手に先立ち、周辺農地の地権者の皆さま等へ、事業内容と工事計画についてご説明したうえで、安全第一で工事を進めてまいります。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

南野尻産業団地開発事業
第1期区画位置図

■ 南野尻産業団地事業計画区域
■ 第1期区画造成地(約8ha)

※この「位置図」は、本件造成区域のおおまかな位置関係を示した参考図面です。
敷地境界線の位置や道路幅員、寸法等は実際の測量結果および工事設計図面と異なる場合があります。

お問い合わせ 企画振興課 ☎ 98-5666



松本山雅FCの皆さまが 表敬訪問で来庁されました

昨年12月18日、松本山雅FCより小澤代表取締役社長と宮部選手が来庁されました。今シーズンの終了報告とサポーターの皆さまへの感謝をお伝えいただき、来シーズンへの意気込みも力強く語っていただきました。山形村はホームタウンとしてサポートを続けていきますので、皆さんも熱い声援をお送りください!



やまがた協定のロゴマークが 決定しました!

岐阜県山県市、山形県山形市及び長野県山形村は、昨年7月24日に連携協定を締結しました。

さらに3者の魅力を広く発信するため、3者の連携を象徴するロゴマークを募集したところ、全国から56作品の応募がありました。そのうち3作品が一次審査を通過し、昨年10月に名古屋市で開催された「3つのやまがたいいもの市」にて来場者による決戦投票を行なった結果、ロゴマークが決定しました。

今後、このロゴマークはイベントや広報物などに幅広く活用していきます。



YAMAGATA

申告納税相談のお知らせ

村で令和7年分所得税の確定申告(以下「確定申告」)または、令和8年度村県民税(以下「住民税」)の申告ができる方は、令和8年1月1日現在で、村にお住まいの方です。

○可能な方はできるだけ電子申告(e-Tax)や郵送による申告書の提出をお願いします。

次の方は松本税務署で申告をしてください

■青色申告

■準確定申告(令和7年、8年中に亡くなった方の申告)

■過年分の申告(令和6年分以前)

■住宅借入金等特別控除等に関する申告

■分離課税の申告

(土地・建物の売買、株式の売買など)

■損失、繰越損失の申告

■給与所得者の特定支出控除の特例を受ける申告

◇会場へお越しいただいても、申告相談をお受けすることはできません。

◇ご本人様が記載済みの申告書類をお預かりして税務署へお送りすることはできます。

ただし、記載内容・添付書類のチェックは行ないません。

◇上記以外でも申告の内容により、松本税務署会場をご案内する場合もございますのでご了承願います。

確定申告が必要な方

- 個人で事業(営業・農業・不動産等)を行なっており、所得税を納める方
- 年収が2,000万円を超えており、公的年金収入が400万を超えており、
- 公的年金を得ながら働いていて、公的年金以外の所得が20万円を超える方
- 給与の他に副収入(副収入の合計所得が20万円以上)があった方
- 2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与・退職所得を除く)の合計が20万円を超えており、

住民税の申告が必要な方

確定申告が不要な場合でも、下記に該当する方や、令和7年中の所得等の諸証明が必要な方は、住民税の申告が必要です。また、同一世帯内に未申告の方がいると、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減が正しく計算されない場合がありますので、ご注意ください。

- 年金収入400万円以下で確定申告が不要になったが、年金の源泉徴収票に記載のある所得控除(配偶者控除等)以外の住民税の所得控除を受けたい方
- 勤務先(パート、アルバイト含む)から山形村役場へ給与支払報告書が提出されていない方(提出が不明な方は勤務先、または役場へご確認ください。)
- 給与以外に所得があった場合(給与以外の所得が20万円以下で確定申告不要な場合)
- 確定申告不要な場合でも、営業・農業・不動産・配当・年金・その他雑・一時などの所得がある方
- 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで給与の支払いを受けるときに源泉徴収されていない方

住民税の申告が必要ない方

- 確定申告をされる方(税務署から村へ確定申告書の情報が送られてくるため、改めて住民税の申告は不要です。)
- 収入が給与所得(1か所)のみで、勤務先で年末調整が済んでいる方
- 収入が公的年金(遺族年金、障害年金等の非課税年金を除く)のみで、年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除を受けない方
- 非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付金など)のみの方

申告納税相談の日程 確定申告の期間は令和8年2月16日(月)～3月16日(月)までです。

行政区	日程(土日・祝日を除く)
上大池	2月27日(金)、3月12日(木)
中大池	2月16日(月)、3月2日(月)、13日(金)
小坂	2月17日(火)、18日(水)、3月3日(火)、4日(水)
下大池	2月19日(木)、3月5日(木)
上竹田	2月20日(金)、24日(火)、3月6日(金)、9日(月)
下竹田	2月25日(水)、26日(木)、3月10日(火)、11日(水)
夜間申告	2月26日(木) ※平日の昼間に都合の悪い方
日曜申告	3月1日(日) ※平日に都合の悪い方

受付時間

●平日及び日曜申告

午前の部 午前9時～正午(受付は午前8時30分～11時まで)

午後の部 午後1時～5時(受付は12時30分～午後4時まで)

●夜間申告

午後5時15分～7時30分(最終受付は午後6時30分まで)

※混雑の状況により受付終了を早めさせていただきます。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

※申告開始前半は大変混み合います。待ち時間が長くなる事もございます。どうかご理解いただければと存じます。

受付場所

役場2階申告待合室入り口

(庁舎正面玄関からお入りください。)

※3月16日(月)は全日程で諸事情等により申告ができなかつた方のみ対応いたします。

※混雑を回避するため地区ごとに分けておりますが、ご都合のつく日にご来庁ください。

申告に必要なもの

①収入(所得)を証明する書類

- ・給与、公的年金等の源泉徴収票
- ・農業、営業、不動産等の収支内訳書
- ・一時所得等の支払証明書など

②各種控除を受けるために必要な書類

- ・社会保険料(各種年金、その他健康保険等)の掛金支払証明書
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・医療費控除の明細書

③申告者本人名義の金融機関の通帳

④その他申告に必要な書類

⑤本人確認に必要なもの ※印鑑は必要ありません。

マイナンバーカード取得済の方

- ・マイナンバーカード

マイナンバーカード未取得の方

- ・個人番号通知カード又はマイナンバー記載の住民票及び本人確認書類(運転免許証、身体障害者手帳、在留カードなど、顔写真のない証明書の場合は2種類が必要です。)

収支内訳書、医療費控除の明細書は必ず事前に作成してからお持ちください。申告会場での作成の対応はできません。

お問い合わせ 確定申告、所得税に関すること 松本税務署 ☎ 32-2790
住民税の申告、村県民税に関すること 役場税務課 ☎ 98-5663

YAMAGATA INFORMATION やまがたインフォメーション

日時 場所 内容 予約 対象者 期間 試験 受付 問い合わせ 申し込み

募集 令和8年度長野県 シニア大学松本学部生徒

おおむね50歳以上の方(卒業生も入学可能)

2年間(年間学習日数おおむね15日間)

教養講座、趣味・健康・交流講座、地域づくり講座

年間12,000円(教材費等別途料金)

松本合同庁舎または松本市総合社会福祉センター

2月2日(月)～3月31日(火)

松本合同庁舎シニア大学松本学部事務局

40-1912

役場保健福祉課 97-2100



詳細はこちら

お知らせ 相続登記はお済みですか月間

2月2日(月)～2月27日(金)

午前9時～午後4時(土日・祝日を除く)

県内各司法書士事務所

相談する司法書士事務所にお問い合わせください

長野県司法書士会 ☎ 026-232-7492

お知らせ 中信支部行政書士無料相談会

【塩尻】2月7日(土) 午前10時～午後3時

【松本】2月14日(土) 午前10時～午後3時

【塩尻】塩尻市市民交流センター(えんぱーく) 301号室

【松本】松本市勤労者福祉センター 3-3会議室

長野県行政書士会中信支部 ☎ 87-3798

放送時間 月～土 6時30分・9時～23時まで毎時間／日 9時・13時・17時・21時

日	月	火	水	木	金	土
1 まるごと 一週間	2 おすすめ 松本山雅 新体制発表会 2026	3 松本山雅 新体制発表会 2026 (再)	4 ちよいと気になる隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	5 松本市・塩尻市 チャンネル	6 ウィークエンド 情報局	7 ウィークエンド 情報局 (再)
8 まるごと 一週間	9 文化祭芸能発表 (再)	10 文化祭芸能発表 (再)	11 ちよいと気になる隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	12 松本市・塩尻市 チャンネル	13 ウィークエンド 情報局	14 ウィークエンド 情報局 (再)
15 まるごと 一週間	16 山形村この一年 (再)	17 山形村この一年 (再)	18 ちよいと気になる隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	19 松本市・塩尻市 チャンネル	20 ウィークエンド 情報局	21 ウィークエンド 情報局 (再)
22 まるごと 一週間	23 まるごと信州 情報ネット	24 JAグリーン タイム	25 ちよいと気になる隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	26 松本市・塩尻市 チャンネル	27 ウィークエンド 情報局	28 ウィークエンド 情報局 (再)
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

2月の村税等納期限

日 時 2月25日(水)

- 固定資産税(第4期)
- 国民健康保険税(第8期)
- 後期高齢者医療保険料(第8期)
- 介護保険料(第8期)
- 上下水道料

※口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるよう、
また現金納付の方は、お手元の納付書により納め忘れのないようにしてください。

お問い合わせ 税務課 ☎ 98-5663

児童手当についてのお知らせ
(2月の支給について)

令和7年12月～令和8年1月分の児童手当が、2月10日(火)にご指定の口座に振り込まれます。口座をお確かめください。

区分	月額	
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～18歳 18歳到達後の最初の年度末まで	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

お問い合わせ 住民課 ☎ 98-3112

2月のすくすく



2月3日(火)

出張赤ちゃんちびっこ相談(要予約)

赤ちゃんちびっこ相談が『すくすく』にやってきます!
この機会に是非皆さん来てね～。待ってまーす。

2月13日(金)

すくすくミニ講座【発達にあった食の進め方】

託児もありますので皆さんご参加ください!

お問い合わせ 子育て支援センター ☎ 98-5600



村のうごき(12月31日現在総人口)

人口: 8,421人(前月比 -14) 男: 4,144人(前月比 -12) 女: 4,277人(前月比 -2) 世帯数: 3,273世帯(前月比 -4)

人権なんでも相談所

日 時 2月14日(土)

午前9時～正午

会 場 保健福祉センターいちいの里 談話室

お問い合わせ 総務課 ☎ 98-3111

行政相談所

日 時 2月17日(火)

午後1時30分～3時30分

会 場 保健福祉センターいちいの里 談話室

お問い合わせ 総務課 ☎ 98-3111

司法書士無料法律相談

日 時 2月20日(金)

午後1時～3時

会 場 保健福祉センターいちいの里 談話室

申し込み期間 2月19日(木)正午まで

申し込み・お問い合わせ 総務課 ☎ 98-3111

銃によるカラス駆除を実施します

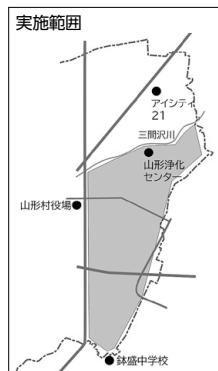
村東側の畠地帯で、銃によるカラス駆除を実施します。実施中は安全に十分ご注意ください。

日 時 2月8日(日)、

2月22日(日)

両日とも午前8時から

午前9時30分まで

お問い合わせ
産業振興課 ☎ 98-5664

この印刷物は再生紙
および環境に優しい
ペジタブルインクを
使用しています。

発行／長野県山形村
編集／企画振興課

0263-98-3111
山形村ホームページ / <https://www.vill.yamagata.nagano.jp>

